

(仮称) 印西クリーンセンター次期中間処理施設整備運営事業

## 入札説明書

令和5年4月

印西地区環境整備事業組合

## 目 次

第1章 用語の定義.....	1
第2章 入札説明書の位置付け.....	3
第3章 事業概要.....	4
1. 事業名称.....	4
2. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類.....	4
3. 公共施設等の管理者.....	4
4. 事業目的.....	4
5. 施設概要.....	4
6. 事業方式.....	5
7. 契約形態.....	5
8. 事業期間.....	5
9. 事業実施区域.....	5
10. 関係法令等の遵守.....	5
11. 事業期間終了時の措置.....	5
12. 事業者の業務範囲.....	6
13. 事業者の収入.....	7
14. 本組合の業務範囲.....	7
第4章 事業の選定に関する事項.....	8
1. 特定事業の選定.....	8
第5章 入札に関する事項.....	9
1. 入札に関するスケジュール.....	9
2. 入札手続等.....	10
3. 入札に関する担当部署等.....	16
4. 入札参加資格要件.....	16
5. 審査手順.....	19
第6章 本事業に関する提示条件.....	21
1. 事業者の収入.....	21
2. 本組合が適用を予定している交付金について.....	21
3. 保険.....	21
4. 想定されるリスクの分担.....	21
5. 業務の委託等.....	22
第7章 落札者決定後の手続き並びに契約に関する事項.....	23
1. 特別目的会社の設立.....	23
2. 契約内容の協議.....	23
3. 特定事業契約の締結.....	23
4. 地位の譲渡等.....	24

5. 入札保証金及び契約保証金.....	24
第8章 公表資料の一覧.....	25
1. 入札説明書添付資料.....	25
2. 別添資料.....	25

入札説明書 添付資料-1 事業実施場所

入札説明書 添付資料-2 事業実施区域

入札説明書 添付資料-3 対価の支払方法について

入札説明書 添付資料-4 モニタリング及び対価の減額について

入札説明書 添付資料-5 事業者が付保する保険について

入札説明書 添付資料-6 契約スキーム（例）

## 第1章 用語の定義

本入札説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

運営維持管理事業者	特別目的会社から運営維持管理業務を受託する企業又は特別目的会社に運転人員の派遣を行う企業をいう。
運営委託契約	基本契約に基づき組合と特別目的会社との間で締結される本事業の運営維持管理業務に係る委託契約をいう。
運搬事業者	本組合から委託されて、本施設から資源物、灰等を搬出する者をいう。
エネルギー回収型廃棄物処理施設	環境省の循環型社会形成交付金制度において定められた、可燃系ごみを処理する施設のうち、エネルギー回収効率の高いごみ焼却施設、バイオガス化施設をいう。
関係市町	本組合を構成する、印西市、白井市、栄町をいう。
基本協定	入札参加者が落札者として決定されたことを確認し特定事業契約の締結に向けて、本組合と当該入札参加者との間で締結される、双方の協力について定める協定をいう。
基本契約	事業者に設計・建設業務及び運営維持管理業務を一括で委託し又は請け負わせる際に、本事業に係る基本的な事項を定めるために本組合と事業者との間で締結される契約をいう。
協力企業	参加表明者又は入札参加者を構成する企業のうち、事業開始後に設計・建設業務及び運営維持管理業務の一部を本組合又は事業者から請負若しくは受託することを予定している、構成員以外の企業をいう。
建設工事請負契約	基本契約に基づき建設工事請負事業者と締結する本事業に係る建設工事請負契約をいう。
建設工事請負事業者	事業者のうち、本施設の設計・建設業務を担当する企業又は共同企業体をいう。
構成員	参加表明者又は入札参加者を構成する企業のうち、事業開始後に設計・建設業務及び運営維持管理業務の一部を本組合又は事業者から請負若しくは受託することを予定しており、かつ、特別目的会社に出資するそれぞれの企業をいう。
参加表明者	本事業の公募に参加を希望するため、参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出する企業又は企業グループをいう。
事業者	本事業を実施する者として選定された落札者及び特別目的会社(SPC)をいう。
焼却主灰	ごみを燃やした際の燃えがらのことで焼却炉から排出される灰のことをいう。
処理不適物	本施設のプラントで処理できない不燃物、爆発性危険物等をいう。
選定委員会	本事業の実施に際して必要となる事項の検討及び提案審査を行う目的で、本組合が設置する学識経験を有する者及び本組合管理者が必要と認める者で構成される「印西地区環境整備事業組合（仮称）印西クリーンセンター次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会」をいう。
代表企業	本事業の公募に単独の企業で参加する場合には当該企業を指し、企業グループで参加する場合には、構成員から選出され応募手続等を行う企業をいう。
DBO方式	公共が資金調達し、Design（設計）・Build（施工）・Operate（運営）を一括して民間に委託する方式をいう。
特定事業契約	基本契約、建設工事請負契約及び運営委託契約の総称をいう。

特別目的会社	本事業の運営維持管理業務を行うため、事業者が本組合の関係市町内に設立する、会社法（平成17年法律第86号）により規定される株式会社をいう。
入札参加者	参加表明者のうち、参加資格審査を通過した者をいう。
灰等	焼却主灰、飛灰処理物、不燃残さ及び処理不適物をいう。
PFI法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。
飛灰処理物	有害物に係る溶出基準及び含有基準を満たすよう、適正に処理した飛灰をいう。
不燃残さ	マテリアルリサイクル推進施設で破碎処理し、資源物を回収した後に残ったものをいう。
プラント	本施設のうち、処理対象物の焼却、破碎等をするために必要な全ての機械設備、電気設備及び計装制御設備等をいう。
募集要項	本事業の入札公告に際して配布される入札説明書、要求水準書、契約書案、落札者決定基準書及びこれらに係る質問回答等の資料であり、本事業に関する要求水準、契約条件及び事業者の選定基準等の基本条件を示す資料をいう。
マテリアルリサイクル推進施設	環境省の循環型社会形成交付金等制度において定められた、不燃ごみ、プラスチックごみ等の資源化施設、資源ごみ等のストックヤード等の廃棄物の資源化に寄与する施設をいう。
要求水準書	一般的な委託業務や請負業務における仕様書に相当する文書で、事業者に対し要求する必要な業務の範囲、実施条件、水準を示した文書をいう。
落札者	入札参加者の中から本事業を実施する者として選定された入札参加者をいう。

## 第2章 入札説明書の位置付け

印西地区環境整備事業組合（以下、「本組合」という。）は、（仮称）印西クリーンセンター次期中間処理施設整備運営事業（以下、「本事業」という。）について「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下、「PFI法」という。）の規定に準じて実施するため、令和5年3月3日に（仮称）印西クリーンセンター次期中間処理施設整備運営事業 実施方針」（以下、「実施方針」という。）を公表した。

本入札説明書は、本事業を実施する事業者選定のための総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）に適用するものであり、本事業に係る入札公告に基づく事業者の募集及び選定等については、募集要項による。

応募者は、入札説明書等の内容を十分理解した上で、本事業の目的に沿った条件で必要な書類等の作成を行うものとする。

### 第3章 事業概要

#### 1. 事業名称

(仮称) 印西クリーンセンター次期中間処理施設整備運営事業

#### 2. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名称： エネルギー回収型廃棄物処理施設  
マテリアルリサイクル推進施設  
種類： 一般廃棄物中間処理施設

#### 3. 公共施設等の管理者

印西地区環境整備事業組合 管理者 板倉 正直

#### 4. 事業目的

本事業は、「次期中間処理施設整備事業 施設整備基本計画」(平成28年4月)に示す以下の基本方針を実現するため、一般廃棄物の適正な処理とともに地域環境との調和や資源循環型社会への貢献等を視野に入れた事業計画とし、地球温暖化防止対策に努め、将来的なカーボンニュートラル・地球環境の保全を目指す、エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設(以下、「本施設」という。)を整備し、適切な運営を行うことを目的とする。

- ・地域住民等の理解と協力を確保する安全・安心な施設整備
- ・循環型社会形成と地域活性化の拠点となる施設整備
- ・経済性と高度なシステムの両立を目指した施設整備

#### 5. 施設概要

本施設の概要を表1に示す。

表1 本施設の概要

項目	概要
エネルギー回収型廃棄物処理施設	焼却処理方式：全連続式燃焼ストーカ式焼却方式 処理能力：156t/日(78t/日×2炉) 燃焼ガス冷却方式：循環式廃熱ボイラ方式 エネルギー回収率：17.5%以上
マテリアルリサイクル推進施設	処理能力：10t/日

## 6. 事業方式

本事業はDBO方式により実施する。

本施設の設計・建設業務は、建設工事請負事業者が行うものとする。また、本施設の運営維持管理業務は、事業者が設立した特別目的会社が行うものとする。

なお、事業者は35年間以上の施設使用を前提として設計・施工及び運営を行うこととする。

本施設の設計・建設業務については、循環型社会形成推進交付金等の対象事業として実施する予定である。

## 7. 契約形態

本組合は、事業者と相互に協力し、本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を締結する。また、基本契約に基づいて、事業者のうち設計・建設を担当する者（以下、「建設事業者」という。）と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。さらに、基本契約に基づいて、運営事業者と本事業に係る運営業務委託契約を締結する。特定事業契約の締結主体を「入札説明書添付資料-6 契約スキーム（例）」に示す。

## 8. 事業期間

事業期間は次のとおりとする。

- (1) 設計・建設期間 : 特定事業契約締結日から令和10年3月31日まで  
(令和10年4月1日供用開始予定)
- (2) 運営維持管理期間 : 令和10年4月1日から令和30年3月31日まで(20年間)

## 9. 事業実施区域

事業実施区域は、「入札説明書添付資料-2 事業実施区域」に示すとおりである。

## 10. 関係法令等の遵守

本組合及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、「廃掃法」という。）をはじめ、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

## 11. 事業期間終了時の措置

事業者は、本施設について供用開始後35年以上の使用を前提として設計・建設業務及び運営維持管理業務を行うこととする。

事業者は令和25年度（運営開始後16年目）の時点において、事業期間終了後の本施設の取扱について、本組合と協議を開始すること。



## 12. 事業者の業務範囲

事業者が実施する主な業務は次のとおりとし、詳細は今後公表する募集要項に示す。

なお、事業者は事業期間を通して循環型社会形成推進交付金等の交付申請及び許認可申請、環境影響評価に係る環境保全措置及び事後調査、行政手続、本事業のモニタリング等、本組合が実施する業務に対して協力すること。

### (1) 設計・建設業務

- 1) 建設工事請負事業者は、本組合と締結する建設工事請負契約に基づき、本施設の設計・建設業務を行う。また、本事業に必要な事前の調査、許認可の取得等の支援を行う。
- 2) 施工については、土留め、杭・土工事、土木工事、建築工事（搬出入口・ランプウェイ等）、機械設備工事、機械設置据付工事、外構・門扉・植栽工事、その他本事業の実施に必要な工事を行う。
- 3) 本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及び手続関連業務、その他の関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験を行う。

### (2) 運営維持管理業務

- 1) 運営維持管理事業者は、本組合と特別目的会社が締結する運営委託契約に基づき、本施設の運営維持管理業務として処理対象物を受入れ、処理対象物の適正処理並びにエネルギー及び資源物の回収を行う。なお、運営維持管理事業者の業務範囲は、本施設に係る以下の業務とする。
  - ・受付業務
  - ・運転管理業務
  - ・維持管理業務
  - ・環境管理業務
  - ・防火・防災管理業務
  - ・保安業務
  - ・住民等対応業務
  - ・情報管理業務
  - ・上記に付帯する関連業務
- 2) 運営維持管理事業者は、焼却残さ及び不燃残さの適正処理及び保管を行う。灰等引取業者の引取条件を満足する一般廃棄物等については、本組合が指定する灰等引取業者または運搬業者に引き渡す。
- 3) 運営維持管理事業者は、焼却処理に伴って発生する熱エネルギーを利用して発電を行い、発電した電力は、本施設の使用電力に充てる。また、本組合が今後整備を予定する地域振興策施設（令和 10 年度供用開始予定）へ送電を行うほか、熱エネルギーの供給を行い、さらに、余剰電力は売電を行う。なお、売電収入は、本組合に帰属する。

### 13. 事業者の収入

本事業における事業者の収入は「第6章 本事業に関する提示条件」の「1. 事業者の収入」において示す。

### 14. 本組合の業務範囲

本施設において本組合が行う主な業務は、次のとおりとする。

#### (1) 行政機関等の見学者等の対応

本組合は、運営維持管理事業者と連携して行政機関等からの本施設にかかる問い合わせや見学などに対応するものとする。

#### (2) 処理不適物等の搬出、利用または処理若しくは処分

本組合は、本施設に持ち込まれた処理不適物、本施設で発生した焼却主灰、飛灰処理物、資源回収物等の副生成物を搬出し、利用または処理若しくは処分を行うものとする。

#### (3) モニタリング業務

本組合は、本事業が運営業務委託契約書等に基づき適切な運営維持管理業務が行われているかの監視（モニタリング）を行う。

#### (4) 許可証発行業務

本組合は、許可証発行業務を行う。

## 第4章 事業の選定に関する事項

### 1. 特定事業の選定

次の考え方及び手順に従い、PFI法の手続に準じて本事業を特定事業として選定する。

#### (1) 選定の考え方

次の条件を全て満足する場合、本事業を特定事業として選定する。

- 1) 事業者を支払う施設整備費及び運営委託料を含め、事業期間全体における本組合の費用の総額について定量的評価（事業期間における公共財政負担の評価）を行い、本組合が自ら実施する場合と比較して公共財政負担の削減が見込めること。
- 2) 事業期間全体における事業責任分担及び公共サービスの水準について定性的評価を行い、本組合が自ら実施する場合と比較して公共のリスクの低減及び公共サービス等水準の維持若しくは向上が見込めること。

#### (2) 選定手順

次の手順により客観的評価を行う。

- 1) 定量的評価の実施
  - ・事業期間全体における本組合の費用の総額（施設整備費、運営委託料等）の評価
- 2) 定性的評価の実施
  - ・事業者に移転されるリスクの評価
  - ・公共サービス等水準の評価
- 3) 1)、2)の評価に基づき本事業を特定事業として選定する。
- 4) 評価の結果を公表する。

## 第5章 入札に関する事項

### 1. 入札に関するスケジュール

本事業の実施スケジュールは、表2のとおり予定している。

表2 事業者の募集・選定スケジュール

時期	内 容
令和5年3月上旬	実施方針の公表
令和5年3月中旬	実施方針に対する質問・意見の受付締切
令和5年3月下旬	実施方針に対する質問に対する回答公表
令和5年4月上旬	特定事業の選定・公表
令和5年4月中旬	入札公告及び募集要項公表・配布
令和5年4月下旬	参加者審査に関する質問の受付締切
令和5年5月上旬	参加者審査に関する質問への回答公表
令和5年6月上旬	参加表明書及び参加資格申請書類の受付締切
令和5年6月中旬	参加資格審査結果の通知
令和5年6月下旬	入札公告及び募集要項に関する質問の受付締切
令和5年7月中旬	入札公告及び募集要項に関する質問の回答期限
令和5年7月下旬	提案概要書の受付締切
令和5年8月中旬	概要ヒアリングの実施（対面的対話）
令和5年9月下旬	事業提案書の受付締切
令和5年11月下旬	事業提案書に関するヒアリング、審査
令和5年12月中旬	落札者の決定及び公表
令和5年12月下旬	基本協定締結
令和6年1月下旬	特定事業仮契約の締結 （基本契約、建設工事請負契約、運営委託契約）
令和6年2月中旬	建設工事請負契約の議決
令和6年2月中旬	特定事業契約の締結 （基本契約、建設工事請負契約、運営委託契約）

## 2. 入札手続等

### (1) 入札公告（入札説明書等の公表）

本組合は、令和5年4月10日（月）に入札公告を行い、「入札説明書」、「要求水準書」、「落札者決定基準」、「基本協定書（案）」、「基本契約書（案）」、「建設工事請負契約書（案）」、「運営業務委託契約書（案）」、「様式集」及び「提出書類の作成要領」を公表する。

### (2) 参加者審査に関する質問の受付及び回答

参加者審査に関する質問の受付及び回答を以下のとおり実施するものとし、電話等による質問には一切応じない。なお、参加表明者の特殊な技術、ノウハウ等に係る参加表明者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、質問に対する回答は公表するものとし、本組合が必要と認めた場合は質問について直接確認を行うことがある。

#### 1) 対象

参加表明者

#### 2) 提出先

印西地区環境整備事業組合 印西クリーンセンター 次期施設推進室  
電子メール : jikisisetu@inkan-jk.or.jp

#### 3) 提出方法

参加表明者の代表企業が E-mail に提出書類を添付し提出する。なお、郵送、持参等による提出は認めない。

#### 4) 到達の確認方法

本組合が質問、意見書を提出した者に E-mail にて返信する。

#### 5) 提出期間

入札説明書等公表日から令和5年4月24日（月）17:00 までとする。

#### 6) 提出書類

参加者審査に関する質問書（様式 1-1-1）

#### 7) 回答の公表

令和5年5月1日（月）17:00 までにホームページにて公表する。

### (3) 参加者審査に関する提出書類の受付

参加表明者の代表企業は、以下の要領に従って参加資格審査に関する提出書類（様式 2-1～2-6）を提出すること。

#### 1) 対象

参加表明者

#### 2) 提出先

〒270-1352 千葉県印西市大塚一丁目1番地1  
印西地区環境整備事業組合 印西クリーンセンター 次期施設推進室

#### 3) 提出方法

参加表明者の代表企業が提出先へ持参することにより提出する。なお、郵送、E-mail 等による提出は認めない。

#### 4) 提出期間

入札説明書等公表日から令和5年6月9日(金)17:00までとする。

#### 5) 提出書類

- ・入札参加資格審査申請書(様式2-1)
- ・応募者の構成(様式2-2)
- ・委任状(代表企業)(様式2-3)
- ・参加資格要件確認書 その1(様式2-4)
- ・参加資格要件確認書 その2(様式2-5)
- ・参加資格要件確認書 その3(様式2-6)

#### 6) 結果通知

参加資格審査結果は、令和5年6月16日(月)に参加表明者の代表企業に書面等で通知する。その際、参加資格が認められた者には事業提案書の作成に必要となる入札参加者番号を交付する。

#### 7) 参加資格審査結果理由の説明請求

- ・審査の結果、参加資格が認められなかったものは、その理由について本組合に対して説明を求めることができる。
- ・参加資格審査結果理由の説明を求める場合には、本組合が通知した日の翌日から起算して3日以内(期間中の休日を除く。)に担当部署へ書面(書式は自由)を提出すること。
- ・提出方法は、郵送(書留に限る。)又は持参によるものとし、持参の場合は、9:00から17:00まで(ただし、12:00から13:00まで及び期間中の休日を除く。)とする。
- ・説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面により行う。

#### 8) その他

- ・提出期限に遅れた入札参加資格審査に関する提出書類は受け付けない。
- ・提出時には、身分を証明できるもの(社員証、運転免許証)の提示を求める場合がある。

#### (4) 募集要項に関する質問の受付及び回答

募集要項に関する質問の受付及び回答を以下のとおり実施するものとし、電話等による質問には一切応じない。なお、入札参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係る入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、質問に対する回答は公表するものとし、本組合が必要と認めた場合は質問について直接確認を行うことがある。

##### 1) 対象

入札参加者

##### 2) 提出先

〒270-1352 千葉県印西市大塚一丁目1番地1

印西地区環境整備事業組合 印西クリーンセンター 次期施設推進室

##### 3) 提出方法

入札参加者の代表企業が郵送又はE-mailにより提出する。

##### 4) 到達の確認方法

本組合が質問、意見書を提出した者に E-mail にて返信する。

5) 提出期間

令和 5 年 6 月 30 日 (金) 17 : 00 までとする。

6) 提出書類

募集要項に関する質問書 (様式 1-1-2)

7) 回答の公表

令和 5 年 7 月 10 日 (月) 17:00 までにホームページにて公表する。

(5) 提案概要書の受付

入札参加者の代表企業は、以下の要領に従って本事業に対する提案概要を記載した提案概要書を提出すること。

なお、本組合は応募者の提案内容について概要ヒアリングを実施することを予定している。

1) 対象

入札参加者

2) 提出先

〒270-1352 千葉県印西市大塚一丁目 1 番地 1

印西地区環境整備事業組合 印西クリーンセンター 次期施設推進室

3) 提出方法

入札参加者の代表企業が提出先へ持参することにより提出する。なお、郵送、E-mail 等による提出は認めない。

4) 提出期間

令和 5 年 7 月 31 日 (月) 17 : 00 までとする。

5) 提出書類

「提出書類の作成要領」に規定する様式による。

6) 概要ヒアリング

概要ヒアリングの詳細については別途提案概要書を提出した者に通知する。

7) その他

① 提出期限に遅れた提案概要書は受け付けない。

② 提出時には、身分を証明できるもの (社員証、運転免許証) の提示を求める場合がある。

(6) 概要ヒアリングの開催

1) 目的

① 事業の位置づけや特徴の理解促進

入札参加者が、本事業の位置づけや特徴を理解した上で、第 3 章で掲げる「事業概要」に沿って、事業提案書を提案作成できるよう、必要事項を的確に伝える。

② 要求水準未達の防止と創意工夫の発揮

本事業は性能発注により行われるため、入札参加者に事業条件等を正しく伝えることができない場合、入札参加者の提案内容が要求水準未達となる可能性がある。入札参加者と提案内容に関する対話を行うことで、事業条件等に対する認識の齟齬を解消し、入札参加者の創意工夫を引き出しつつ、要求水準未達となる事態を回避する。

③ 実施日

令和5年8月10日（木）（予定）

④ 実施要領

入札参加者に対して、当日の概要ヒアリングの実施要領を送付する。

⑤ 質疑事項の公表

事業者選定の公平性、透明性を確保する観点から、対面的対話用資料（様式 3-2）の質問事項、また当日の入札参加者からの質問事項を本組合と入札参加者で相互に確認し、原則としてこれら全ての質問事項を参加者審査に関する質問書（様式 1-1-1）及び募集要項に関する質問書（様式 1-1-2）にて記入することとし、ホームページにて公表する。ただし、入札参加者固有のノウハウに基づく部分については、本組合と入札参加者の協議の上、公表しないことがある。

(7) 入札書及び事業提案書の受付

入札参加者の代表企業は、以下の要領に従って入札書及び本事業に対する提案内容を記載した事業提案書を提出すること。

なお、本組合は入札参加者の提案内容についてヒアリングの実施を予定している。

1) 対象

入札参加資格審査の結果、参加資格が認められた応募者

2) 提出先

〒270-1352 千葉県印西市大塚一丁目1番地1

印西地区環境整備事業組合 印西クリーンセンター 次期施設推進室

3) 提出方法

入札参加者の代表企業が提出先へ持参にすることにより提出する。なお、郵送、E-mail 等による提出は認めない。

4) 提出期間

令和5年9月27日（水）17:00 までとする。

5) 提出書類

「提出書類の作成要領」に規定する様式による。

6) ヒアリング

ヒアリングの詳細については別途事業提案書を提出した者に通知する。

7) 開札

開札場所、開札日時及び開札への立会い等については本組合が別途事業提案書を提出した者に通知する。

① 開札日時

令和5年11月24日（金） 予定

② 開札場所



本組合が指定する場所

8) その他

- ① 提出期限に遅れた入札書及び事業提案書は受け付けない。
- ② 提出時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証）の提示を求める場合がある。

(8) 落札者の決定及び公表

1) 公表日

令和5年12月13日（木）予定

2) 公表場所

本組合ホームページ (<http://www.inkan-jk.or.jp>) にて公表する。

(9) 審査結果理由の説明請求

- 1) 審査の結果、落札者とならなかったものは、その理由について本組合に対して説明を求めることができる。
- 2) 審査結果理由の説明を求める場合には、本組合が通知した日の翌日から起算して3日以内（期間中の休日を除く。）に担当部署へ書面（書式は自由）を提出すること。提出方法は、郵送（書留に限る。）又は持参によるものとし、持参の場合は、9:00 から 17:00 まで（ただし、12:00 から 13:00 まで及び期間中の休日を除く。）とする。
- 3) 説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面により行う。
- 4) その他
  - ① 提出期限に遅れた説明請求は受け付けない。
  - ② 提出時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証）の提示を求める場合がある。

(10) 入札に関する留意事項

1) 入札説明書等の承諾

参加表明者は、「入札参加資格審査申請書（様式 2-1）」の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとする。

2) 費用負担

入札手続き等に係る経費は、参加表明者及び入札参加者の負担とする。

3) 提出書類の取扱い

① 事業提案書の変更等の禁止

事業提案書の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。また、理由の如何に関わらず返却しない。ただし、本組合が必要と認めた場合はこの限りではない。

② 著作権

入札手続きにおいて本組合に提出した資料の著作権は、参加表明者及び入札参加者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、参加表明者及び入札参加者と事前に協議した上で必要な範囲において本組合が、公表等を行うことができるものとする。

③ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負う。

#### 4) 資料の取扱い

本組合が提供する資料は、本事業の入札に係る検討以外の目的に使用することはできない。

#### 5) 使用言語及び単位、時刻

「提出書類の作成要領」及び各様式に特別に指定するもの以外で、入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

#### 6) 入札の辞退

参加表明者及び入札参加者は、事業提案書の提出期限までの間、随時、入札を辞退することができる。入札辞退届の提出要領は以下のとおりとする。

##### ① 提出先

〒270-1352 千葉県印西市大塚一丁目1番地1

印西地区環境整備事業組合 印西クリーンセンター 次期施設推進室

##### ② 提出方法

応募者が「入札辞退届（様式 1-2）」を提出先へ持参することにより提出する。なお郵送、E-mail 等による提出は認めない。

##### ③ 提出期限

令和5年9月27日（水）17:00 までとする。

##### ④ その他

入札辞退の撤回はできないものとする。

#### 7) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ・ 入札説明書に規定する入札参加資格のない者が行った入札
- ・ 入札参加資格審査に関する提出書類に記載された入札参加者以外の者が行った入札
- ・ 談合その他不正行為があったと認められる入札
- ・ 入札参加者の記名並びに入札参加者の代理人の署名及び押印を欠く入札又は入札事項を明示しない入札
- ・ 事業提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札
- ・ 同一事項に対し2通以上の書類提出がなされた入札
- ・ その他入札説明書等において示した入札条件に違反した入札

#### 8) 入札の中止等

本事業の入札手続きに関して本組合が必要と認めたときは、入札の執行を取りやめることができる。

#### 9) その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、本組合は応募者に通知することとする。

### 3. 入札に関する担当部署等

#### (1) 担当部署

本入札に関する担当部署（提出書類等受付窓口）は次のとおりとする。

〒270-1352

千葉県印西市大塚一丁目1番地1

印西地区環境整備事業組合 印西クリーンセンター 次期施設推進室

電話：0476-46-2734（直通）

電子メール：jikisisetu@inkan-jk.or.jp

ホームページ：<http://www.inkan-jk.or.jp>

#### (2) 入札に関する資料公表方法

入札説明書等は、上記本組合のホームページにて公表する。

### 4. 入札参加資格要件

入札参加者は、以下の資格要件を全て満たさなければならない。本組合は、参加表明者が入札参加者としての資格を有することの確認を行うために参加資格審査を実施する。

#### (1) 入札参加者の構成等

- 1) 入札参加者のうち、代表企業は特別目的会社への出資割合は出資者中で最大、かつ、プラントの設計・建設業務を主に行う者とする。また、代表企業を含む構成員の議決権を有する株式の保有割合が、事業期間中を通じて50%を超えるものとする。
- 2) 入札参加者は、設計・建設業務又は運営維持管理業務のうち、主要な業務を担当する協力企業を定めることができる。
- 3) 代表企業、構成員及び協力企業は、本組合又は事業者から業務を請負又は受託するものであること。
- 4) 代表企業、構成員及び協力企業は、複数の業務を行うことができるものとするとともに、入札参加者は、代表企業、構成員及び協力企業の企業名並びにそれらが携わる業務について明らかにすること。
- 5) 代表企業、構成員又は協力企業のうち、少なくとも1社は本組合の関係市町内に本店がある企業が含まれるものとする。
- 6) 代表企業、構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員又は協力企業として参加できないものとする。
- 7) 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の入札参加者の代表企業、構成員又は協力企業となることを認めない。「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

##### ① 資本関係がある場合

次のア、又はイ、のいずれかに該当する二者の場合

ア．親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。

以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ．親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係がある場合

次のア、又はイ、のいずれかに該当する二者の場合。なお、次でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他すべての役員を指す。

ア．一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ．一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③ その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

8) その他上記7)の①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者についても他の入札参加者の構成員又は協力企業となることはできない。

9) 同一入札参加者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 入札参加者の参加資格要件

1) 共通の参加資格要件

代表企業、構成員及び協力企業は、参加資格審査申請書類受付締切日において、次の資格要件を満たさなければならない。

なお、参加資格審査申請書類提出後においても、代表企業、構成員又は協力企業が次の資格要件を満たさなくなった場合、本組合は当該入札参加者の参加資格を取り消すことができる。

① 印西地区環境整備事業組合入札参加業者資格者名簿（以下、「入札参加資格者名簿」という。）に登録された者であること。

② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定による制限を受ける者でないこと又は同条第2項の規定により現に資格停止の処分を受けていないこと。

③ 入札公告の日から事業提案書の提出期限までの間、印西地区環境整備事業組合建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと及び印西地区環境整備事業組合契約に係る暴力団対策措置要綱に基づく措置要件該当者であると認められた者でないこと。

④ 入札公告の日から過去6月以内に手形又は小切手の不渡りがないこと及び手形交換所による取引停止処分を受けた者にあつては、当該処分の日から2年を経過していること。

⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。

⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。

⑦ 入札公告の日から過去3月以内に本組合から契約解除をされていないこと。

- ⑧ 役員等（参加者が個人である場合には当該個人を、参加者が法人である場合には当該法人の役員又は当該法人の支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- ⑨ 会社法第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑩ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなされている者でないこと。
- ⑪ 清算中の株式会社である事業者について、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者でないこと。
- ⑫ 直近5年間の法人税、消費税（地方消費税を含む。）、法人事業税、法人住民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していないこと。
- ⑬ 事業に関する本組合の次期中間処理施設整備事業総合支援業務委託を受託する株式会社エックス都市研究所及び同社が本業務において提携関係にある者又はこれらの者と資本若しくは人事面で関連がある者でないこと。
- ⑭ 実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について本組合が設置する選定委員会の委員に対して、接触等の働きかけを行った者でないこと。

## 2) 設計・施工に関する資格要件

代表企業、構成員又は協力企業のうち、建設工事請負事業者として、以下の①及び②の各項目の要件を満たす企業が含まれること。また、建築物の設計・建設、プラントの設計・施工の工種ごとに配置できる専任の監理・管理技術者を有すること。

なお、①及び②のうち、複数の項目の要件を満たす者は当該複数の項目の業務に当たる者を兼ねることを可能とする。

### ① 建築物の設計・建設を行う企業

- ア. 入札参加資格者名簿で建築関係コンサルタント業務の登録があること、又は建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- イ. 入札参加資格者名簿で建築一式工事の登録があること。
- ウ. 建設業法（昭和24年法律第100号）の建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- エ. 建築物の施工を主に行う企業は、建設業法に基づく建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が800点以上であること。

### ② プラントの設計・施工を行う企業

- ア. 入札参加資格者名簿で清掃施設工事及び機械器具設置工事の登録があること。
- イ. 建設業法の清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ウ. プラントの設計・施工を行う企業は、建設業法に基づく清掃施設工事及び機械器具設置工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が800点以上であること。

エ. プラントの設計・施工を行う企業は、平成 25 年 4 月 1 日以降に、日本国内において地方公共団体が DBO 方式により発注した廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条に基づく一般廃棄物処理施設で、以下の要件を満たす地方公共団体の所有する一般廃棄物処理施設のいずれかの納入実績があること。

- ・ 1 炉当たり 75t/日以上かつ 2 炉構成以上のストーカ式焼却施設(揺動式、階段式、回転式、堅型)の高効率ごみ発電施設
- ・ 1 炉当たり 75t/日以上かつ 2 炉構成以上のストーカ式焼却施設(揺動式、階段式、回転式、堅型)のエネルギー回収推進施設
- ・ 1 炉当たり 75t/日以上かつ 2 炉構成以上のストーカ式焼却施設(揺動式、階段式、回転式、堅型)のエネルギー回収型廃棄物処理施設

オ. 事業提案書の受付締切までに、エ. の施設が 1 年以上の稼働実績を有すること。

### 3) 本施設の運営維持管理を行う企業

代表企業、構成員又は協力企業のうち、本施設の運営維持管理業務を担当する企業(特別目的会社から同業務を受託する企業又は特別目的会社に運転人員の派遣を行う企業)は、以下の要件を満たすこと。また、本施設の運営維持管理業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 社が以下の要件を満たすこと。

- ① 本施設の運営維持管理業務を担当する企業のうち、整備又は補修等の工事の請負者は、入札参加資格者名簿に登録があること。
- ② 地方公共団体が所有し、稼働実績を有する 1 炉当たり 75t/日以上かつ 2 炉構成以上のボイラ・タービン式発電設備付焼却施設で、事業提案書の受付締切までに、1 年以上の運転実績(単年度運転委託を含む。)を見込めること。
- ③ 前項の焼却施設での 1 年以上の運転実績を有し、かつ 1 年以上(運転実績期間との重複を認める。)現場総括責任者の経験を有する専門の技術者を運営維持管理業務開始から 1 年以上専任で配置できること。

## 5. 審査手順

### (1) 選定委員会の設置

本組合は、事業者の審査を実施するに当たって選定委員会を設置する。選定委員会は、学識経験を有する者及び本組合管理者が必要と認める者で構成し、専門的、技術的見地から提案内容の審査を行い、その結果を本組合に報告する。

### (2) 審査手順の概要

審査手順の各段階の内容は、次のとおりである。

なお、審査の過程において、必要と認められた場合は、入札参加者に対してヒアリング等を実施することがある。

#### 1) 資格審査

参加表明者から提出された参加資格審査申請書類を基に、選定委員会で「3. (2) 入札参加者の参加資格要件」で示した要件を満たしているかの確認及び本事業の事業期間中、安定的に遂行する能力の有無について審査する。

## 2) 技術審査

入札参加者から提出された事業提案書を基に選定委員会で以下の審査を行い、最も優れた提案を行った入札参加者を選定する。

### ① 基礎審査

募集要項において示す本事業の基本的条件及び要求水準に対して、入札参加者の提案が十分に満足していること、事業計画がコストや収益の面から事業としての妥当性を有しているか等を事務局において確認し、その結果を選定委員会が確認する。

### ② 提案審査

基礎審査を通過した入札参加者の提案について、選定委員会で提案書の定性的審査、提案価格の定量的審査を行い、総合点が最も高い入札参加者を選定する。なお、具体的な審査項目については、落札率決定基準において示す。

## 第6章 本事業に関する提示条件

### 1. 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりとする。

#### (1) 本施設の設計・建設に係る対価

本組合は本施設の設計・建設業務に係る対価について、施設整備費として建設工事請負事業者に出来高に応じて支払うものとする。(詳細は入札説明書添付資料-3「対価の支払方法について」参照)

#### (2) 本施設の運営に係る対価

本組合は、本施設の運営維持管理業務に係る対価について、固定料金と変動料金(処理対象物の処理量等に応じて変動)の構成で委託料として運営維持管理期間にわたって特別目的会社に支払う。(詳細は入札説明書添付資料-3「対価の支払方法について」参照)

### 2. 支払の減額等

本組合は、事業者の業務実施状況についてモニタリングを行い、要求性能を満たしていないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがある。減額等の方法についての詳細は、入札説明書添付資料-4「モニタリング及び対価の減額について」に定める。

### 3. 本組合が適用を予定している交付金について

本組合は、本事業の実施に関して、循環型社会形成推進交付金等の対象事業として実施する予定である。交付金の申請等の手続は本組合が行うが、建設工事請負事業者は本組合が行う交付金の申請手続き等に協力するとともに、当該交付金交付要綱等に適合するように関連資料の作成を行うこととする。

### 4. 保険

事業者が加入する保険についての詳細は、入札説明書添付資料-5「事業者が付保する保険について」に定める。なお、事業者の提案に基づき必要に応じて提示した条件以上の補償内容とすること。また、提示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

なお、本組合は、公益財団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済を付保する予定である。

### 5. 想定されるリスクの分担

#### (1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、本組合と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。設計・建設業務、



運営維持管理業務に伴うリスクは、原則として事業者が負うものとするが、本組合が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、本組合がリスクを負うこととする。

(2) 想定されるリスクの分担

本組合と事業者のリスク分担の詳細は、特定事業契約書（案）において定める。

6. 業務の委託等

事業者は業務の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせることができる。但し構成員又は協力企業以外の者へ委託し又は請け負わせる場合は事前に本組合の承諾を得るものとする。

## 第7章 落札者決定後の手続き並びに契約に関する事項

### 1. 特別目的会社の設立

落札者は、落札者として決定後、速やかに特別目的会社を設立しなければならない。なお、特別目的会社は次の要件をすべて満たさなければならない。また、構成員以外のものは特別目的会社への出資をすることができない。

- ① 特別目的会社の本店所在地は関係市町内としなければならない。
- ② 代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。
- ③ 特別目的会社の定款において、会社法（平成17年法律第86号）第326条第2項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を組合に提出すること。
- ④ 特別目的会社の株主は、組合の同意なくして特別目的会社の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

### 2. 契約内容の協議

組合と落札者ならびに落札者が設立する特別目的会社は、基本協定締結後、基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の締結に向け、契約内容について協議する。なお、契約内容の協議は契約書案の詳細の協議を行うものであり、入札説明書等に規定された内容及び条件の変更を行うものではない。

### 3. 特定事業契約の締結

本事業で締結する契約は次のとおりである。なお、本事業スキームの概要については入札説明書添付資料-6「契約スキーム（例）」に示す。

#### (1) 基本協定

対象者：落札者  
締結時期：落札者決定後すみやかに

#### (2) 基本契約

対象者：落札者及び落札者が設立する特別目的会社  
締結時期：令和6年1月下旬頃までに仮契約を締結する。本仮契約は建設工事請負契約締結の議決を効力発生条件とするものとし、令和6年2月中旬頃正式契約となる。

#### (3) 建設工事請負契約

対象者：建設工事請負事業者  
締結時期：令和6年1月下旬頃までに仮契約を締結する。本仮契約は令和6年2月中旬に開催する議会の議決を経て正式契約となる。

#### (4) 運營業務委託契約

対象者：特別目的会社

締結時期：令和 6 年 1 月下旬頃までに仮契約を締結する。本仮契約は建設工事請負契約締結の議決を効力発生条件とするものとし、令和 6 年 2 月中旬頃正式契約となる。

#### 4. 地位の譲渡等

本組合の事前の承諾がある場合を除き、事業者は特定事業契約上の地位及び権利義務等を譲渡、担保提供又はその他の方法により処分してはならない。

#### 5. 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

##### (2) 契約保証金等

###### 1) 契約保証金の額

###### ① 建設工事請負契約

建設工事請負事業者は、設計・建設業務の履行を保証するために、建設工事請負契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を設計・建設業務期間中の契約保証金として建設工事請負契約の締結時に本組合に納付する。

###### ② 運營業務委託契約

特別目的会社は、運営維持管理業務の履行を保証するために、年度運営費の 100 分の 10 に相当する金額を契約期間中の契約保証金として運営維持管理業務委託契約の締結時に納付する。

###### 2) 契約保証金の納付方法

契約保証金は現金で納付するものとするが、契約保証金額に相当する次のいずれかの担保を提供することにより替えることができる。

① 契約保証金に代わる担保となる有価証券等（国債証券、地方債証券、政府が保証する証券、組合管理者が確実であると認める公社債券）の提供

② この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

###### 3) 契約保証金の免除

事業者は、契約保証金に相当する額を保険金額とする履行保証保険の写し又は運営維持管理業務委託契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を本組合に提出することにより契約保証金を免除することができる。なおいずれの場合も保険証券又は保証証券を、ただちに本組合に寄託すること。

## 第8章 公表資料の一覧

本入札説明書と同時に公表する資料については以下のとおりである。

### 1. 入札説明書添付資料

入札説明書 添付資料-1 事業実施場所

入札説明書 添付資料-2 事業実施区域

入札説明書 添付資料-3 対価の支払方法について

入札説明書 添付資料-4 モニタリング及び対価の減額について

入札説明書 添付資料-5 事業者が付保する保険について

入札説明書 添付資料-6 契約スキーム（例）

### 2. 別添資料

別添資料「要求水準書」

要求水準書 設計・建設業務編

要求水準書 運営維持管理業務編

別添資料「落札者決定基準」

別添資料「基本協定書（案）」

別添資料「基本契約書（案）」

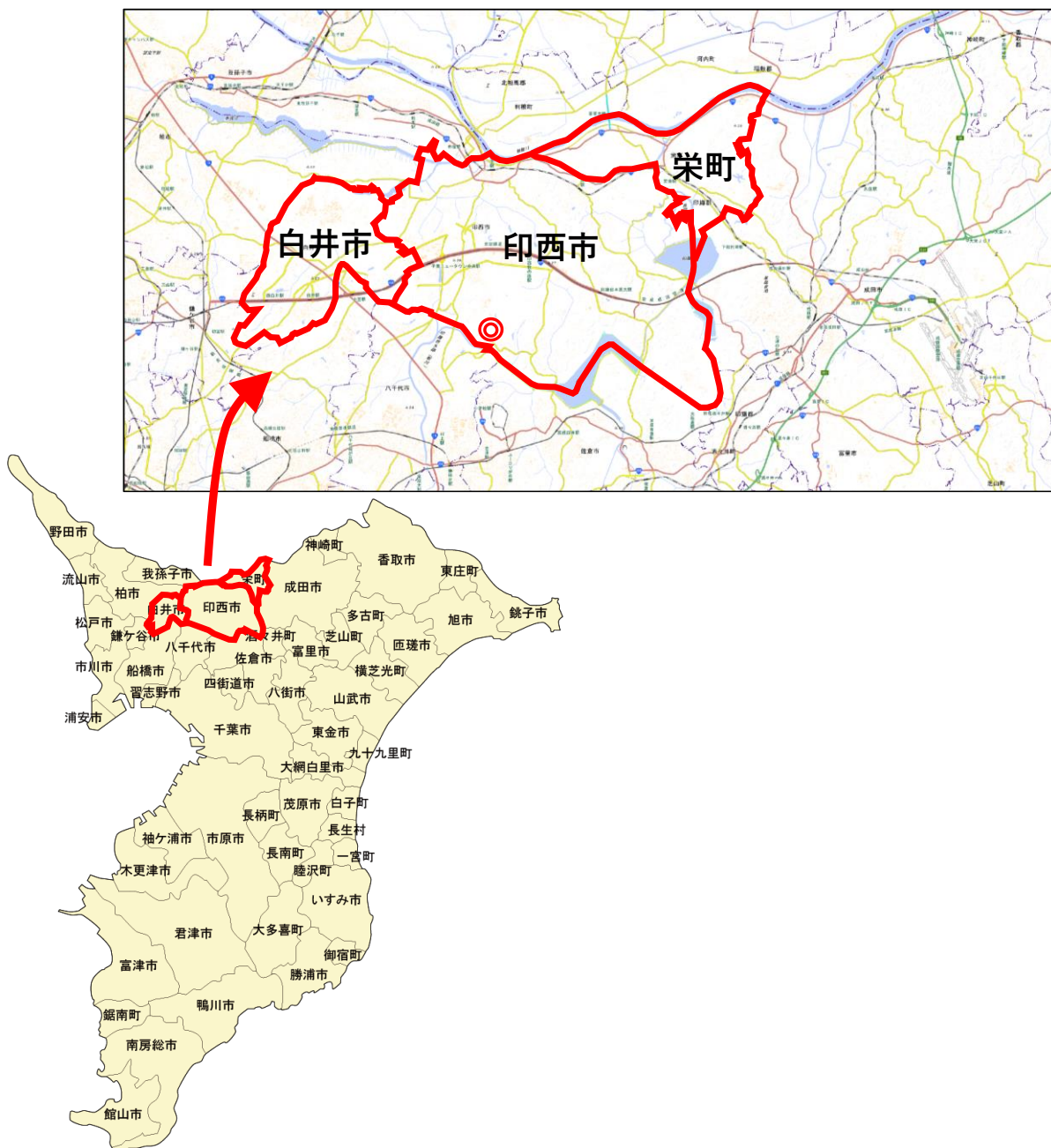
別添資料「建設工事請負契約書（案）」

別添資料「運營業務委託契約書（案）」

別添資料「様式集」

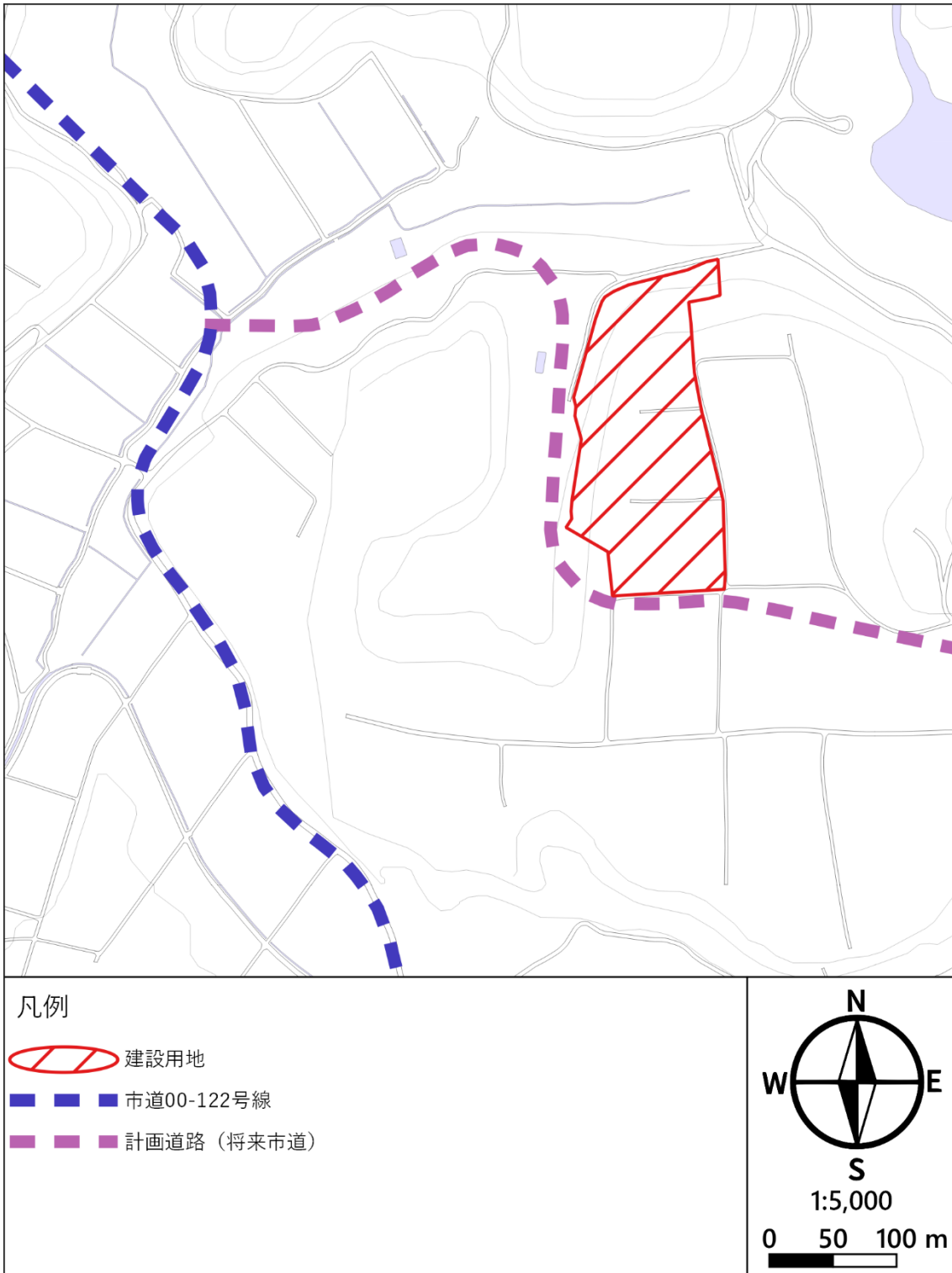
別添資料「提出書類の作成要領」

入札説明書 添付資料-1 事業実施場所



出典：上の図は国土地理院『標準地図』(2021年1月アクセス)、下の図は千葉県『千葉県ホームページ市町村マップ(令和元年5月1日現在)』より作成

入札説明書 添付資料-2 事業実施区域



## 入札説明書 添付資料-3 対価の支払方法について

---

### 《目 次》

1. 対価の構成 .....	1
(1) 設計・建設業務 .....	1
(2) 運営維持管理業務委託費 .....	1
2. 対価の支払い方法 .....	3
(1) 設計・建設業務費 .....	3
(2) 運営維持管理業務委託費 .....	3
3. 運営維持管理業務委託費の改定 .....	3
(1) 改定の基本的な考え方 .....	3
(2) ごみ量変動に基づく改定 .....	4
(3) 物価変動に基づく改定方法 .....	5

---

#### 1. 対価の構成

事業者が本事業における特定事業契約書等に規定された業務を提供することにより、本組合が事業者を支払う対価は次のとおりである。これらの詳細を次頁の表1に示す。

##### (1) 設計・建設業務費

設計・建設業務について、建設工事請負事業者を支払う対価

##### (2) 運営維持管理業務委託費

運営維持管理業務について、特別目的会社に支払う対価。本施設のうちマテリアルリサイクル推進施設以外の施設等（以下、「エネルギー回収型廃棄物処理施設等」という。）とマテリアルリサイクル推進施設に区分して委託料を支払う構成とする。

表1 設計・建設業務費及び運営維持管理業務委託費の構成

支払いの対象となる業務	設計・建設業務費および運営維持管理業務委託費	対象となる費用等
設計・建設業務	<p>『設計・建設業務費』</p> <p>・左記に掲げる業務に対して支払う対価</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記業務を行う上で必要となるすべての費用とする（試運転にかかる人件費等も含む。）。</li> </ul>
運営維持管理業務	<p>『運営固定費Ⅰ』</p> <p>※左記に掲げる業務に対して、処理対象物量の多寡に関係なく支払う対価</p> <p>※算出式は以下のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>運営固定費Ⅰ                      = 運転経費Ⅰ + 維持管理費Ⅰ                      + 人件費Ⅰ + その他経費Ⅰ</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記業務を行う上で必要となるすべての費用から、『運営変動費Ⅰ』を控除した金額とする。</li> <li>・運転経費Ⅰは、光熱水費の基本料金等とする。</li> <li>・維持管理費Ⅰは、法定点検・定期点検等の保守管理費及び補修工事、更新工事及び保全工事等の修繕工事費用とする。</li> <li>・人件費Ⅰは、左記に掲げる業務に係る全人件費とする。</li> <li>・その他経費Ⅰには、保険料、公租公課及びSPC 運営費用（人件費、監査費用等）を含む。</li> <li>・SPC の利益を含む。</li> <li>・運営開始前に必要となる諸費用を含む（例えば、登録免許税等 SPC 設立費用等。）。</li> </ul>
	<p>『運営変動費Ⅰ』</p> <p>※処理対象物量に応じて支払う対価</p> <p>※算出式は以下のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>運営変動費Ⅰ                      = 処理対象物量 × 変動費単価</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理対象物量の増減に応じて比例的に増減する費用とする（例えば、光熱水費の一部、燃料費、薬剤費、消耗品費等。）。</li> <li>・年間変動費を計画ごみ処理量で除すことにより、変動費単価を提案すること。</li> <li>・SPC の利益は含まない。</li> </ul>
	<p>『運営固定費Ⅱ』</p> <p>※左記に掲げる業務に対して、処理対象物量の多寡に関係なく支払う対価</p> <p>※算出式は以下のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>運営固定費Ⅱ                      = 運転経費Ⅱ + 維持管理費Ⅱ                      + 人件費Ⅱ + その他経費Ⅱ</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記業務を行う上で必要となるすべての費用から、『運営変動費Ⅱ』を控除した金額とする。</li> <li>・運転経費Ⅱは、燃料費、薬品費等の一部とする。</li> <li>・維持管理費Ⅱは、保守管理費、修繕工事費等とする。</li> <li>・人件費Ⅱは、左記に掲げる業務に係る全人件費（運営変動費に含まれるものを除く。）とする</li> <li>・その他経費Ⅱは、運転経費Ⅱ、維持管理費Ⅱ、人件費Ⅱに含まれないその他一切の運転固定費（保険料、公租公課及びSPC 運営費用（人件費、監査費用等）はその他経費Ⅰを含む。）。</li> <li>・SPC の利益を含む。</li> </ul>
<p>『運営変動費Ⅱ』</p> <p>※処理対象物量に応じて支払う対価</p> <p>※算出式は以下のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>運営変動費Ⅱ                      = 処理対象物量（品目毎）                      × 変動費単価（品目毎）</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理対象物量の増減に応じて比例的に増減する費用とする（例えば、光熱水費の一部、燃料費、薬剤費、消耗品費等。）。</li> <li>・年間変動費を計画ごみ処理量で除すことにより、変動費単価を提案すること。</li> <li>・SPC の利益は含まない。</li> </ul>	



## 2. 対価の支払い方法

### (1) 設計・建設業務費

本施設の設計・建設業務費の支払条件は、事業提案書を基に各会計年度における請負代金の支払いの限度額を設定する。

詳細は建設工事請負契約書（案）において定める。

### (2) 運営維持管理業務委託費

本施設の運営・維持管理業務委託費は、令和10年4月から令和30年3月末までの20年にわたり、モニタリング結果を踏まえ、月に1回特別目的会社に対して支払うものとする。特別目的会社は月間業務完了報告書を翌月の10日までに提出し、組合は提出を受けた日から14日以内にこの報告書の承諾について文書等により通知する。特別目的会社は、組合からの通知を受けた後速やかに請求書を組合へ提出する。組合は、請求書を受理した日から30日以内に運営維持管理業務委託費を支払うものとする。

運営固定費は、毎月均等（内訳毎に毎月均等）とする。運営変動費については、当該月の実績対象物量、ごみ量変動及び物価変動を考慮した費用を毎月1回支払う。

## 3. 運営維持管理業務委託費の改定

### (1) 改定の基本的な考え方

ごみ量変動及び物価変動の影響については以下の方法により運営維持管理業務委託費に反映させるものとする。

また、実績ごみ質が計画ごみ質に対して差異が生じ、事業者の提案した変動費単価が実態に整合しないと組合又は事業者が認めた場合には、協議を行うものとする。

#### 1) ごみ量変動

##### ① エネルギー回収型廃棄物処理施設等

実績処理対象物量と事業者が提案した変動費単価Ⅰの積により求めることでごみ量変動を反映させるものとする。

##### ② マテリアルリサイクル推進施設

実績処理対象物量（品目毎）と事業者が提案した変動費単価Ⅱ（品目毎）の積により求めることでごみ量変動を反映させるものとする。

#### 2) 物価変動

運営固定費及び運営変動費の構成内容ごとについて、それぞれ改定に用いる指標を設定し、改定率を乗じることで反映させるものとする。

表2 運営維持管理業務委託費の改定

運営維持管理業務委託費	改定の有無 (●：改定する、－：改定しない)	
	ごみ量変動	物価変動
運営固定費Ⅰ、運営固定費Ⅱ	－	●
運営変動費Ⅰ、運営変動費Ⅱ	●	●

## (2) ごみ量変動に基づく改定

### 1) エネルギー回収型廃棄物処理施設等

運営変動費Ⅰについて、次式によりごみ量変動に基づく改定を行う。

$$\text{運営変動費Ⅰ (円)} = \text{実績処理対象物量 (t)} \times \text{変動費単価Ⅰ (円/t)}$$

各月の改定は以下のとおり行う。

- ・当該月の実績処理対象物量と変動費単価Ⅰの積により求めた金額を支払う。
- ・当該月の実績処理対象物量は各月の 1 日から末日の実績処理対象物量を基本とし、詳細は組合と事業者で協議を行い定めるものとする。

なお、入札価格の算定にあたっては、稼働開始初年度の計画年間処理量及び変動費単価Ⅰでの金額を用いるものとする。

### 2) マテリアルリサイクル推進施設

運営変動費Ⅱについて、次式によりごみ量変動に基づく改定を行う。

$$\text{運営変動費Ⅱ (円)} = \text{実績処理対象物量 (t)} \times \text{変動費単価Ⅱ (円/t)}$$

各月の改定は以下のとおり行う。

- ・当該月の実績処理対象物量（品目ごと）と変動費単価Ⅱ（品目ごと）の積により求めた金額を支払う。
- ・当該月の実績処理対象物量は各月の 1 日から末日の実績処理対象物量を基本とし、詳細は組合と事業者で協議を行い定めるものとする。

なお、入札価格の算定にあたっては、稼働開始初年度の計画年間処理量（品目ごと）及び変動費単価Ⅱ（品目ごと）での金額を用いるものとする。

## (3) 物価変動に基づく改定方法

物価変動に基づき、運営固定費及び運営変動費について、改定を行う。なお、改定の周期は1年に1回とし、各年度の改定は下記のとおり行う。

- 1) 提案時点の 2023 年度平均値を基準とし、表 3 に示す指標ごとに当該支払い年度の改定を行う月（以下、「改定月」という。）から直近一年間の平均値を用いて表 5 に示す算定式により運営固定費及び運営変動費を求めるものとする。
- 2) 改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3) 事業者の提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、組合と事業者で協議を行うものとする。
- 4) なお、本事業の入札参加者が表 3 に示す指標以外の指標を用いることが適当と考える場合、提案書に当該指標と合理的根拠を記載することにより、落札者決定後の協議において組合とその妥当性について協議を行うことができる。
- 5) 物価変動に基づいて改定した当該月の運営固定費及び運営変動費を毎月支払う。

表3 物価変動に基づく改定に用いる指標

構成	構成内容 ／改定の対象	使用する指標
運営固定費	運転経費	「消費税を除く国内企業物価指数／電力・都市ガス・水道」（日本銀行調査統計局）
	維持管理費	「消費税を除く国内企業物価指数／はん用機器」（日本銀行調査統計局）
	人件費	毎月勤労統計調査「賃金指数（現金給与総額）／調査産業計」（厚生労働省）
	その他経費	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）
運営変動費	変動費単価	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）

表4 運営維持管理業務委託費の改定の算定式一覧

項目	記号	備考
入札時の運営維持管理業務委託費	$F_t$	入札時に提示される [t] 年度の運営維持管理業務委託費
改定後の運営維持管理業務委託費	$F'_t$	物価変動等に基づく改定後の [t] 年度の運営維持管理業務委託費
基準とする物価指数	$I_{2023}$	表3に示す指標の2023年度の値。2023年4月から2024年3月までの平均値とする。
改定のための物価指数	$I'_t$	表4に示す指標の [ ] 年改定月から直近一年間の平均値
当該支払い年度	$t$	西暦

■算定式：
$$F'_t = F_t \times \frac{I'_{t-1}}{I_{2023}} \quad \left( \text{改定率} : \frac{I'_{t-1}}{I_{2023}} \right)$$

## 入札説明書 添付資料-4 モニタリング及び対価の減額について

---

### 《目 次》

1. モニタリング及び対価の減額の基本的な考え方 .....	1
(1) モニタリングの基本的考え方 .....	1
(2) モニタリング方針 .....	1
(3) 運営維持管理業務委託費の減額に関する基本的考え方 .....	2
(4) 減額システムの運用について .....	2
2. 運転停止型減額措置 .....	2
(1) 減額等の措置を講じる状態 .....	2
(2) 減額措置の手順 .....	3
3. 運転継続型減額措置 .....	4
(1) モニタリング手法の確定の手続 .....	4
(2) モニタリングの方法 .....	4
(3) 削減額の算定方法 .....	6
4. 提案地元発注金額未達減額措置（設計・建設業務） .....	8
(1) 事業者における地元発注金額の算出 .....	8
(2) 本組合における提案地元発注金額の達成状況の確認 .....	8
5. 提案地元発注金額未達減額措置（運営維持管理業務） .....	8
(1) 事業者における地元発注金額の算出 .....	8
(2) 本組合における提案地元発注金額の達成状況の確認 .....	8

---

### 1. モニタリング及び対価の減額の基本的な考え方

#### (1) モニタリングの基本的考え方

本組合は、本事業の運営維持管理業務について、入札公告時に組合が提示した要求水準書等及び事業提案書が定める、本施設が備えているべき性能及び機能（以下、「要求性能」という。）に基づいて適正かつ確実な運営維持管理業務の履行水準の確保がなされているかどうかを、監視、測定、評価する。モニタリングにより要求性能が発揮されていない、又は発揮されないおそれがあると判断した場合には、運転停止、是正勧告、運営維持管理業務委託費の減額等の措置を行うものとする。なお、これらの措置を講じることは、運営業務委託契約に基づく組合の契約解除権の行使を妨げるものではないことに留意すること。

#### (2) モニタリング方針

本事業におけるモニタリングの方法は特別目的会社が行うセルフモニタリングに基づく運営維持管理業務についての各種報告書による確認を基礎とし、これを補完する目的で組合が随時のモニタリングを行うこととする。

### (3) 運営維持管理業務委託費の減額に関する基本的考え方

運営維持管理業務委託費の減額は以下の方針に基づいて行うものとする。

- 1) 特別目的会社の行う業務において要求性能の未達及び特定事業契約書等の不履行があった場合に減額する。
- 2) 減額は、適切な業務改善を特別目的会社に促すための経済的動機付けが可能な範囲に留意して行うものとし、減額により運営維持管理業務そのものが損なわれること等がないように実施する。
- 3) 減額金額は運營業務委託契約に基づき特別目的会社が本組合に対して負担する違約金、損害賠償に充当されない。
- 4) 運営維持管理業務における減額措置は、異常事態の発生、計画外の運転停止又はその他特別目的会社の運営維持管理業務委託契約に基づく債務の不履行により、本施設の全部又は一部の運転を停止した場合（組合の指示により停止した場合を含む）の減額（以下、「運転停止型減額措置」という。）と運転を継続できるが要求性能が発揮されていないと判断した場合の減額（以下、「運転継続型減額措置」という。）に分けて行うものとする。
- 5) 軽微な不履行については直ちに減額するのではなく、特別目的会社が自ら改善措置をとり一定の改善期間の中で速やかに解決することで、減額しない仕組みを基本とする。
- 6) エネルギー回収型廃棄物処理施設等における業務不履行とマテリアルリサイクル推進施設における業務不履行は個別に考え、減額もそれぞれについて個別に行うものとする。仮にエネルギー回収型廃棄物処理施設等で運転停止となった場合でもマテリアルリサイクル推進施設で運転を継続していれば、高効率ごみ発電施設等についてのみ措置を行い、マテリアルリサイクル推進施設については措置を行わない。
- 7) 上記のほか、設計・建設業務における実績地元発注金額が提案地元発注金額を下回っていた場合、また、各年度の運営維持管理業務における実績地元発注金額が提案地元発注金額を下回っていた場合についても本資料に基づくものとする。

### (4) 減額システムの運用について

本事業における運転停止型減額措置の場合は、ただちに運営維持管理業務委託費の減額となるが、運転継続型減額措置の場合は、適切な改善を特別目的会社に促すための経済的動機付けとして規定するものであることから、軽微な不履行については直ちに減額するのではなく、特別目的会社が自ら改善措置を採り、一定の改善期間の中で速やかに解決することが望ましい。そのため、組合と特別目的会社の間でこうした問題を効率よく解決できる機能を有する協議組織・体制等の構築を図るものとする。

## 2. 運転停止型減額措置

### (1) 減額等の措置を講じる状態

異常事態の発生、計画外の運転停止又はその他特別目的会社の運営維持管理業務委託契約に基づく債務の不履行等により、本施設の全部又は一部の運転を停止した場合

### (2) 減額措置の手順

- 1) 復旧手続き

本組合と特別目的会社は、次に掲げる事項を次に掲げる順序で行い、運転が停止された施設の復旧に努めるものとする。

- ① 特別目的会社による当該施設が異常事態に至った原因と責任の究明
- ② 特別目的会社による当該施設の復旧計画の提案及び本組合の承諾
- ③ 特別目的会社による当該施設の改善作業への着手
- ④ 本組合による当該施設の改善作業の完了確認
- ⑤ 特別目的会社による復旧のための試運転の開始
- ⑥ 本組合による当該施設の運転データの確認
- ⑦ 当該施設の運転再開

なお、停止基準を逸脱した理由が測定機器の誤動作等の軽微で、その原因及び改善策が自明である場合には、次に示す簡略化した手続きにすることが可能であるものとする。

- ① 特別目的会社による当該施設が異常事態に至った原因と責任の究明
- ② 特別目的会社による当該施設の運転再開計画の提案及び発注者への報告
- ③ 特別目的会社による当該施設の改善作業への着手
- ④ 本組合による当該施設の改善作業の完了確認
- ⑤ 本組合による当該施設の運転データの確認
- ⑥ 当該施設の運転再開

## 2) 減額の算定方法

本施設の全部又は一部の運転を停止した状況において減額する金額については、1日あたりの運営固定費に停止日数と設定する減額率を乗じた額の累計額を当該月の運営固定費の支払い額から減額する。高効率ごみ発電施設等においては、当該状況下において処理対象物を受け入れた日と受け入れ不能であった日それぞれ毎に予め減額率を設定する。

$$(\text{減額}) = \Sigma (1 \text{ 日あたりの運営固定費 : 円/日}) \times (\text{停止日数 : 日}) \times (\text{減額率 : \%})$$

ただし、「1日あたりの運営固定費：円/日」とは、年間の運営固定費を当該年度の日数で除した額を表す。

## 3) 減額率

状態ごとの減額率は表1に示すとおりである。

表1 状態ごとの減額率

状態		減額率
エネルギー回収型廃棄物処理施設等の全部又は一部の運転を停止	処理対象物をごみピットで受け入れた日	25%
	処理対象物をごみピットで受け入れ不能であった日	100% (支払停止)
マテリアルリサイクル推進施設の全部又は一部の運転を停止	処理対象物をヤードで受け入れ不能であった日	100% (支払停止)

### 3. 運転継続型減額措置

#### (1) モニタリング手法の確定の手続

運転継続型減額措置は、適切な改善を特別目的会社に促すための経済的動機付けとして規定するものであり、ただちに運営維持管理業務委託費を減額する運転停止型減額措置の場合と異なるものである。そのため、まず本組合と特別目的会社はモニタリング手法を以下の手続に基づいて合意して確定し、当該モニタリング手法を運用するものとする。

- 1) 特別目的会社の事業提案書に基づき、運営維持管理業務の仕様・水準を確定する。
- 2) 特別目的会社の提供する運営維持管理業務が、要求性能未達となる基準については特定事業契約締結後に詳細化する。
- 3) 特別目的会社は品質管理（PDCA サイクル）を行うものとし、品質管理方針・品質管理プログラム等の策定、業務の手順化の一環として「運営マニュアル」を作成し、業務執行体制の構築を行うとともに、自己監査（セルフモニタリング）を業務監査（日常、随時及び定期モニタリング等）に位置づけるものとする。
- 4) 特別目的会社は、自らが行う品質管理を前提として、(2) 2) に示す本組合のモニタリング方針を踏まえた上で、協議組織・体制、モニタリングに関する各種報告様式等を提案し、組合と協議の上、具体的なモニタリング手法を確定し、これを運用するものとする。
- 5) なお、運営マニュアルは、特別目的会社自らの業務の実施のために作成するものであり、これを遵守することにより特別目的会社が免責となるものではない。

#### (2) モニタリングの方法

##### 1) 特別目的会社によるモニタリング

特別目的会社は、自己の責任及び費用でセルフモニタリングを行い、下請企業を含んだ運営維持管理業務の履行体制及び品質管理システムの履行状況等を確認し、運営維持管理業務の履行状況について定期的又は随時に確認等を行い、特定事業契約書に定める運営維持管理業務についての各種報告書及び監査済み財務書類をそれぞれ期日までに作成して組合に提出するものとする。

##### 2) 本組合によるモニタリング

本組合は、自己の責任及び費用で、特別目的会社が実施する運営維持管理業務について以下のモニタリングを行い、業務の履行状況を確認する。

###### ① 定期モニタリング

特別目的会社が毎月10日までに提出する月間業務完了報告書の内容が要求性能を満たしているか確認し、受領後14日以内に当該月間業務完了報告書の対象となる月の業務状況につき特別目的会社に通知する。特別目的会社は本組合が行うモニタリングにつき、組合の要請に応じて合理的な協力を行う。なお、月間業務完了報告書の具体的内容（モニタリングの項目、方法及び提出時期）は、特別目的会社の提案に基づき契約後に組合と特別目的会社が協議のうえ決定する。

###### ② 随時モニタリング

本組合が、必要と認める場合、月間業務完了報告書による確認とは別に随時モニタリングを実施する。随時モニタリングにおいては、特別目的会社は当該説明及び立会い等について最大限の協力をするものとする。

③ 本施設の周辺環境モニタリング

本組合は、自らの費用において、本施設の運営による周辺環境への影響を把握するため、周辺環境モニタリングを実施する。また、運営事業者は、合理的な範囲でこれに協力しなければならない。

④ 財務状況モニタリング

特別目的会社は、毎事業年度、財務書類（会社法第 435 条第 2 項に規定する計算書類）を作成し、会計監査人及び監査役による監査を受けた上で、株主総会に報告された事業報告並びにこれらの附属明細書の写しとともに毎事業年度経過後 3 ヶ月以内に提出する。なお、本組合は当該監査済財務書類を公開することができるものとする。また、特別目的会社はこの報告の他に年 1 回、財務諸表を組合に提出すること。

(3) 削減額の算定方法

1) 減額等の措置を講じる状態

定期モニタリング等の結果、要求性能を満たさないと本組合が判断した場合

2) 減額措置の手順

① 業務改善手続き

運転を継続できるが、特別目的会社の運営維持管理業務水準が要求性能の未達及び運営維持管理業務委託契約に基づく債務の不履行に至ったと判断した場合、本組合と特別目的会社は、次の手順で業務の改善に努めるものとする。(図 1 参照)

ア. 本組合は要求性能の未達及び運営維持管理業務委託契約に基づく債務の不履行の改善を行うよう是正勧告を行う。

イ. 特別目的会社による要求性能の未達及び運営維持管理業務委託契約に基づく債務の不履行に至った原因と責任の究明

ウ. 特別目的会社による業務改善計画書の作成・提出及び本組合の承諾

エ. 業務改善作業への着手

オ. 本組合による業務改善作業の完了確認

業務水準が要求性能の未達及び業務契約書等の不履行に至った理由が軽微で、その原因及び改善策が自明である場合には、次に示す簡略化した手続きにすることが可能であるものとする。

カ. 本組合は要求性能の未達及び運営維持管理業務委託契約に基づく債務の不履行の改善を行うよう是正勧告を行う。

キ. 要求性能の未達及び運営維持管理業務委託契約に基づく債務の不履行に至った原因と責任の究明及び対応策の検討

ク. 業務改善作業への着手

ケ. 本組合による業務改善作業の完了確認



[ 本 組 合 ]

[ 特別目的会社 ]

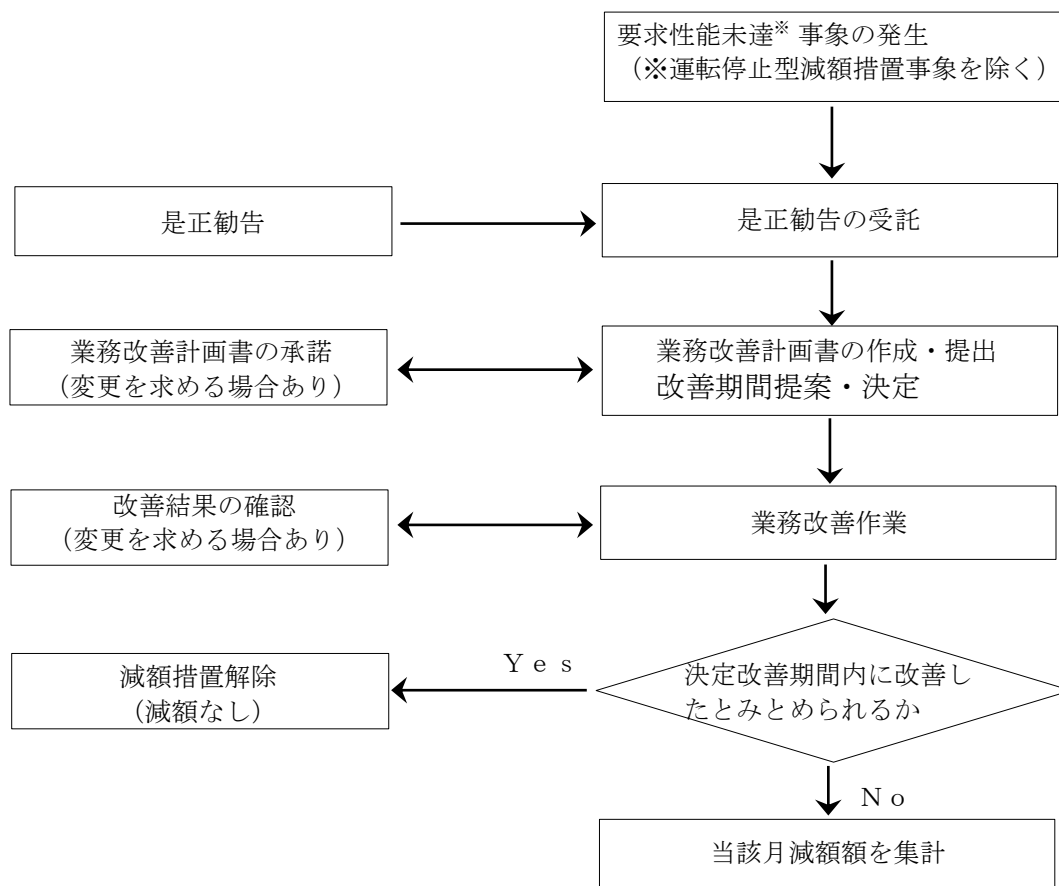


図1 運転継続型減額措置等

② 減額の算定方法

(減額) = (1日当たりの運営固定費：円/日) × (改善未確認日数：日) × (減額率：%)  
 ただし、「1日当たりの運営固定費：円/日」とは、年間の運営固定費を当該年度の日数で除した額とする。

③ 減額率

改善未確認日ごとの減額率は表6に示すとおりである。

表6 減額率

改善未確認日 (決定改善期間満了日の翌日を起算日)	減額率
10日目まで	20%
11日目から30日目まで	50%
31日目以降	100% (支払停止)

4. 提案地元発注金額未達減額措置 (設計・建設業務)

(1) 事業者における地元発注金額の算出

建設工事請負事業者は事業提案書で提案した関係市町に営業所等を置く企業への発注金額（以下、「地元発注金額」という。）と、実際の実績地元発注金額を確認し、提案した地元発注金額の達成状況等を取りまとめた設計・建設業務地元発注金額達成状況報告書を毎年度組合に提出する。

(2) 本組合における提案地元発注金額の達成状況の確認

本組合が設計・建設業務地元発注金額達成状況報告書を確認した結果、建設工事請負契約の契約金額のうちの実績地元発注金額が提案地元発注金額を下回っていた場合、未達成分の金額を設計・建設業務費から減額して支払う。ただし、提案地元発注金額の未達が建設工事請負事業者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを建設工事請負事業者が明らかにし、本組合がこれを認めた場合には、この限りではない。実施地元発注金額が、提案地元発注金額を下回っていたかどうかの判断は、設計・建設期間の最終年度に実施する。

5. 提案地元発注金額未達減額措置（運営維持管理業務）

(1) 事業者における地元発注金額の算出

特別目的会社は事業提案書で提案した地元発注金額と実際の実績地元発注金額を確認し、提案した地元発注金額の達成状況等を取りまとめた運営維持管理業務地元発注金額達成状況報告書を本組合に毎年度提出する。

(2) 本組合における提案地元金額の達成状況の確認

本組合は特別目的会社が毎年度提出する運営維持管理業務地元発注金額達成状況報告書の内容を確認する。確認した結果、当該年度において、実績地元発注金額が提案地元発注金額を下回っていた場合、未達成分の金額を特別目的会社に支払う当該年度の運営固定費から控除して支払う。

ただし、提案地元発注金額の未達が特別目的会社の責めに帰すことのできない事由に基づくことを特別目的会社が明らかにした場合には、この限りではない。

## 入札説明書 添付資料-5 事業者が付保する保険について

### 1. 設計・建設期間

#### (1) 本施設建設中の組立保険

保険の対象：工事現場において不測かつ突発的な事故によって工事の目的物等に生じた損害

補償額：請負代金額

保険期間：本施設の着工日から建設工事完了日まで

被保険者：建設工事請負事業者

#### (2) 本施設建設中の第三者損害賠償保険

保険の対象：建設工事に伴い第三者に与えた損害について法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を担保

補償限度額：対人：1名当たり1億円、1事故当たり10億円以上

対物：1事故当たり1億円以上

保険期間：本施設の着工日から建設工事完了日まで

被保険者：建設工事請負事業者

※上記に示す保険は必要最小限度のものであり、運営事業者が必要に応じて上記条件以上の補償内容とすること及び上記に示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

### 2. 運営維持管理期間

#### (1) 本施設の運営維持管理業務にかかる第三者損害賠償保険

保険契約：特別目的会社

被保険者：組合、特別目的会社

保険期間：運営維持管理期間とする。

てん補限度額：(補償額) 対人：1名当たり最大1億円、1事故当たり最大10億円

対物：1事故当たり最大1億円

補償する損害：本施設の使用若しくは管理又は本施設内での事業遂行に伴う法律上の損害、賠償責任を負担することによって被る損害

免責金額：なし

※上項に示す保険は必要最小限度のものであり、事業者が必要に応じて上記条件以上の補償内容とすること及び上記に示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

入札説明書 添付資料-6 契約スキーム（例）

